特定外来生物

特定外来生物の拡大を防ぐために

大分県内で確認されている主な特定外来生物

主に農作物へ悪影響を与える

アライグマ

クリハラリス

主に人の身体へ悪影響を与える

セアカゴケグモ

主に生態系（在来種の繁殖など）へ悪影響を与える

ソウシチョウ

ガビチョウ

ウシガエル

オオクチバス

オオキンケイギク

ボタンウキクサ

写真提供：環境省

特定外来生物・
条件付特定外来生物(アカミミガメ・アメリカザリガニ)の
詳しい情報は、環境省ホームページなどをご覧ください。

環境省
「日本の外来種対策」

環境省
「アカミミガメ・
アメリカザリガニ」

環境省
YuoTube
「今こそアカミミガメを語ろう！
カメトーク！」

大分都市広域圏連携都市

大分市・別府市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町

外来種って何？

もともと、その地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生き物のことです。

国外からやってきた生き物だけでなく、人の手によって国内で移動した生き物も外来種と呼びます。

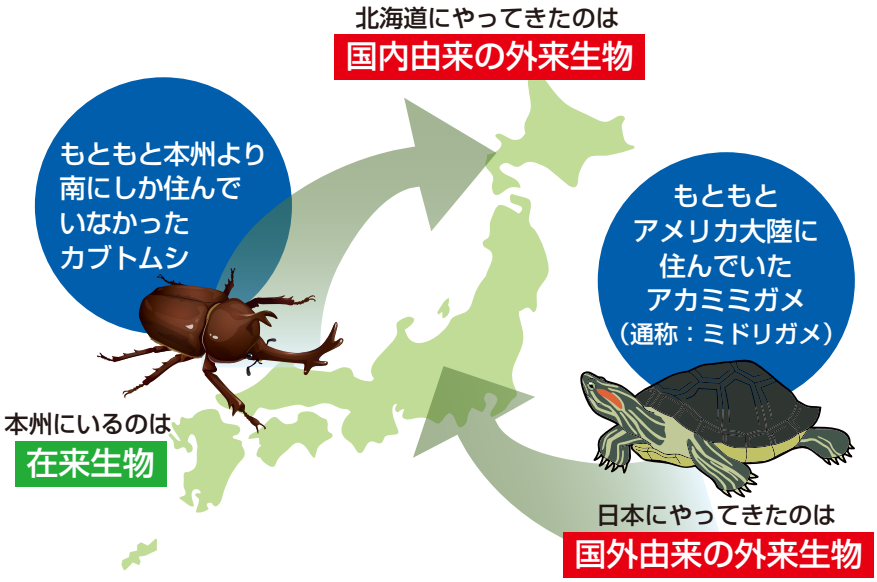

もともとその地域にいなかった外来種が侵入するとどのような問題があるの？

生態系への被害

もともといた生き物たちが姿を消す

農林水産業への被害

野菜・果物・魚が食べられてしまう

ヒトの生命・身体への被害

咬まれる、刺される
新たな感染症が持ち込まれる

特定外来生物って何？

特定外来生物は、人間の活動によって海外から日本に入ってきた生き物のうち、生態系、ヒトの生命・身体、農林水産業への被害が大きい、または被害を及ぼすおそれがあるとして環境省が指定※する生き物のことです。

※「外来生物法」（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で指定されています。

条件付特定外来生物って何？

条件付特定外来生物は、「外来生物法」に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称です。
令和５年６月１日に、「アカミミガメ」と「アメリカザリガニ」が指定されました。

アカミミガメ
- 在来カメ類の日光浴の場所や食べ物を奪う
- 水草や様々な水生生物を捕食するため在来生物群に大きな影響を与える

アメリカザリガニ
- 水生植物の消失、水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こす
- 病原体（ザリガニペストなど）を保菌し、在来甲殻類（ニホンザリガニなど）に大きな影響を与える可能性がある

アカミミガメ・アメリカザリガニの規制内容

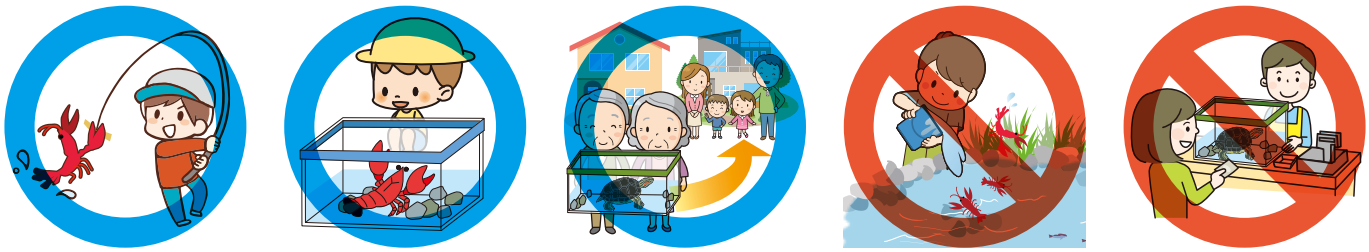

捕獲　飼育　無償譲渡　放出　販売・頒布・購入

アカミミガメとアメリカザリガニについては、外来生物法第４条（飼養等＊１の禁止）と第８条（譲渡し等＊２の禁止）に関する規制の一部が適用除外となり、一般家庭等での飼養等や少数の相手への無償での譲渡し等については許可無しで行うことができます。ただし、業として飼養等する場合は飼養等基準を遵守する必要があります。
一方で、販売・頒布を目的とした飼養等、販売・頒布・購入、輸入、野外への放出等については原則として通常の特定外来生物と同様の規制がかかります。
＊１「飼養等」とは、飼養、栽培、保管、運搬を指します。
＊２「譲渡し等」とは、譲渡し、譲受け、引渡し、引受けを指します。販売・頒布は譲渡し、購入は譲受けに該当します。

◎詳しい規制内容や、アカミミガメ・アメリカザリガニの飼養について知りたい場合は、以下の相談ダイアルをご利用ください。

環境省　アメリカザリガニ・アカミミガメ相談ダイアル
【ナビダイアル】TEL 0570−013−110　【IP電話等の場合】TEL 06−7739−7899
受付時間：午前9時～午後5時（12／29～1／3は除く）

これから飼育したい方へ

飼う前によく考えて！
アカミミガメの寿命は20～30年、アメリカザリガニの寿命は５年と言われています。

今、飼育している方へ

寿命をむかえるまで、責任をもって大切に飼育してください。
やむを得ない事情により飼えなくなった場合は、引取り先を探して、責任をもって飼える方に譲渡を行ってください。

野外で見かけたら

野外で見かけた場合でも、「自分で飼う意思」がない限り、拾ったり、移動させたり、野生の個体を交番や都道府県庁・市町村役場などへ持ち込んだりすることは基本的にしないようお願いします。
一度移動させてしまった個体は、原則として放すことができませんので、拾った方の責任で飼育したり、引取り先を探したりして頂く必要があります。それができない場合には、そのまま、そっとしておいてください。

「外来生物法」について

特定外来生物による被害を防ぐため、「外来生物法」により以下の行為が原則禁止されています。
飼養・栽培、保管、運搬、輸入、販売、譲渡、野外への放出など
違反した場合は、内容によっては非常に重い罰則が科せられます。

※アカミミガメ・アメリカザリガニの規制については、中面をご確認ください。

私たちにできること！

外来生物被害予防三原則

私たちのくらしの脅威になりうる外来種は

入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来生物をむやみに国内に「入れない」ことが重要です。

捨てない

すでに外来生物を飼育している場合は、野外に出さないために、絶対に「捨てない」ことが重要です。

拡げない

野外で外来生物が繁殖している場合は、それ以上「拡げない」ことが重要です。

特定外来生物を見つけたら

見つけた場合は、不用意に捕まえたり、移動したりせずに、まずは最寄りの市役所または町役場に情報提供をお願いします。

特定外来生物の防除（駆除）について

特定外来生物の防除は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」で捕獲が規制されている哺乳類と鳥類を除いて、だれでも行うことができます。
ただし、特定外来生物を生きたまま他の場所に運ぶことは、「外来生物法」により規制されています。
詳しくは、最寄りの市役所または町役場にお尋ねください。

各市町連絡先

大分市	環境対策課	TEL097-537-5758
別府市	生活環境課	TEL0977-21-1134
臼杵市	環境課	TEL0972-86-2706
	農林振興課（アライグマ）	TEL0974-32-2413
津久見市	環境保全課	TEL0972-82-9513
	農林水産課（アライグマ）	TEL0972-82-9514
竹田市	環境課	TEL0974-63-4821
	農政課（アライグマ）	TEL0974-63-4805
豊後大野市	環境衛生課	TEL0974-22-1027
	農林整備課（アライグマ）	TEL0974-22-1097
由布市	環境課	TEL097-582-1310
日出町	住民生活課	TEL0977-73-3128